

第一回 笠松町議会定例会開会

第一回笠松町議会定例会が二月二十四日から三月十一日まで開かれ、平成十六年度各会計予算を含む次の案件が原案のとおり可決されました。

笠松町部設置条例の一部を改正する条例について
 地方自治法の一部改正に伴い、条文整理を行うもの。

笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、これに準じて罰則額などの規定整備を行うもの。

笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

次世代育成支援対策推進法の規定に基づく地域行動計画の策定に関し、同策定委員会を設置して実施するため、委員報酬等を定めるもの。

笠松町社会福祉基金条例及び笠松町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

財源の有効活用を図るため社会福祉基金と土地開発基金の活用方法の見直しを行うもの。

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 国民健康保険の健全運営と賦課割合の平準化を図るため税率を改正するもの。

主な内容

所得割額

四・七二ノ一〇〇

五・四ノ一〇〇

資産割額

九九ノ一〇〇

七九ノ一〇〇

被保険者均等割額

二万円

世帯別平等割額

二万三千元

所得割額(介護納付金分)

二万七千元

所得割額(介護納付金分)

一・三ノ一〇〇

被保険者均等割額(介護納付金分)

一・六八ノ一〇〇

補正予算

一万二千八百円

一般会計

老人保健、国民健康保険、介護保険の三予算の補正に伴う一般会計からの繰入金六千

三百六万五千円の増額、基金の見直しなどに伴う財政調整基金積立金二億五千二百一十七千円の増額のほか、各種事業費および国・県支出金の確定などに伴う増減により、総額一億八千四百三十三万四千円の増額補正を行うもの。

老人保健特別会計

処理件数の増加に伴い共同処理委託料四万八千円を増額補正する。なお、支払基金交付金および国・県支出金の減収などで四千四百九十九万五千円を一般会計から繰り入れるもの。

国民健康保険特別会計

医療費、出産育児一時金および葬祭費の増加に伴い、保険給付費の増額など総額一千七百六十一万六千円の増額補正を行うもの。

介護保険特別会計

居宅介護の増加に伴う保険

給付費の増額など総額六百万八千円の増額補正を行うもの。

下水道事業特別会計

事業費の確定に伴い、一億九百万円を減額補正するもの。

平成十六年度当初予算
 一般会計外五会計予算
 (二・三ページ参照)

(追加議案)

笠松町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例について

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例について

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について